

千寿苑料金表 (令和6年4月1日より)

1. 短期入所生活介護 (ショートステイ)

①基本料金(併設型短期入所生活介護:日額)

要介護度	個室 [従来型]		
	1 割	2 割	3 割
要介護 1	603円	1,206円	1,809円
要介護 2	672円	1,344円	2,016円
要介護 3	745円	1,490円	2,235円
要介護 4	815円	1,630円	2,445円
要介護 5	884円	1,768円	2,652円
要介護度	多床室 (4人部屋)		
	1 割	2 割	3 割
要介護 1	603円	1,206円	1,809円
要介護 2	672円	1,344円	2,016円
要介護 3	745円	1,490円	2,235円
要介護 4	815円	1,630円	2,445円
要介護 5	884円	1,768円	2,652円

※一定以上の所得がある被保険者は上記「利用者負担額」が2割・3割負担となります

②滞在費 (日額)

負担段階	個室 [従来型]	多床室 (4人部屋)
	日額	日額
利用者負担第 1段階	320円	0円
利用者負担第 2段階	420円	370円
利用者負担第 3段階	①820円 ②820円	①370円 ②370円
利用者負担第 4段階	1,171円	855円

③食費(1食あたり)

	金額	負担段階	日額
朝食	350円	利用者負担第 1段階	300円
昼食	675円	利用者負担第 2段階	600円
夕食	420円	利用者負担第 3段階	① 1,000円 ②1,300円
おやつ	※昼食に含まれる	利用者負担第 4段階	1,445円

④加算関係 (日額) (①から③の料金に、実施状況及び体制に応じて下記の加算を算定します)

加算項目	利用者負担割合			算定要件
	1 割	2 割	3 割	
1.看護体制加算	(I) 4円	8円	12円	看護師の配置加算要件を満たしていること
	(II) 8円	16円	24円	看護師の配置人数に関わる加算
2.夜勤職員配置加算(III)	15円	30円	45円	介護職員の数が最低基準を1人以上上回っている、喀痰吸引ができる介護職員の配置
3.サービス提供体制加算(I)	22円	44円	66円	介護福祉士の割合が介護職員の70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
4.機能訓練体制加算	12円	24円	36円	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する訓練を行う
5.療養食加算	8円/食	16円/食	24円/食	医師の指示に基づく療養食を提供した方
6.送迎加算(片道)	184円	368円	552円	施設での送迎を利用の方
7.緊急短期入所受入加算	90円	180円	270円	緊急利用者の受け入れ(7日以内)
8.若年性認知症利用者受入加算	120円	240円	360円	
9.介護職員処遇改善加算(I)	[基本費用(基本料金)+各種加算] × 8.3%			
10.介護職員等特定処遇改善加算(I)	[基本費用(基本料金)+各種加算] × 2.7%			
11.介護職員等ベースアップ等支援加算	[基本費用(基本料金)+各種加算] × 1.6%			

＜所得段階区分 (介護保険負担限度額)＞

利用者負担段階	対象となる収入状況 【※1】	預貯金等の資産要件 【※2】	居住費(滞在費)1日あたり		食費 1日あたり
			従来型個室	多床室	
第1段階	・生活保護受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	320円	0円	300円
	・高齢福祉年金受給者				
第2段階	前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円以下	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	420円	370円	600円
第3段階①	前年の合計所得金額+年金収入 額が80万円超120万円以下	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	820円	370円	1,000円
第3段階②	前年の合計所得金額 +年金収入額が120万円超	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	820円	370円	1,300円
第4段階	上記以外の方		1,171円	855円	1,445円

【※1】・世帯分離している配偶者が市民税課税の場合(内縁関係を含む)、軽減の対象になりません。【生活保護受給者は除く】
・遺族年金などの非課税年金も年金収入額に含まれます。

【※2】・第2号被保険者については、利用者負担段階にかかわらず「単身:1,000万円以下、夫婦2,000万円以下」となります。
・預貯金の他、「株・有価証券」も資産要件に含まれます。

千寿苑料金表 (令和6年4月1日より)

2、介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)

①基本料金 (併設型介護予防短期入所生活介護)

要支援	個室		
	1割	2割	3割
要支援1	451円	902円	1,353円
要支援2	561円	1,122円	1,683円
要支援	多床室 (4人部屋)		
	1割	2割	3割
要支援1	451円	902円	1,353円
要支援2	561円	1,122円	1,683円

※一定以上の所得がある被保険者は上記「利用者負担額」が2割・3割負担となります

②滞在費 (日額)

負担段階	個室	多床室 (4人部屋)
	日額	日額
利用者負担第1段階	320円	0円
利用者負担第2段階	420円	370円
利用者負担第3段階	①820円 ②820円	①370円 ②370円
利用者負担第4段階	1,171円	855円

③食費 (1食あたり)

	金額	負担段階	日額
朝食	350円	利用者負担第1段階	300円
昼食	675円	利用者負担第2段階	600円
夕食	420円	利用者負担第3段階	1,000円 ②1,300円
おやつ	※昼食に含まれる	利用者負担第4段階	1,445円

※介護保険負担限度額認定証の交付者については、認定証に記載された金額(下表参照)

④加算関係 (日額) (①~③の料金に、実施状況及び体制に応じて下記の加算を算定します)

加算項目	利用者負担割合			算定要件
	1割	2割	3割	
1.サービス提供体制加算(I)	22円	44円	66円	介護福祉士の割合が介護職員の70%以上、または 勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
2.機能訓練体制加算	12円	24円	36円	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する 訓練を行う
3.療養食加算	8円/食	16円/食	24円/食	医師の指示に基づく療養食を提供した場合
4.送迎加算(片道)	184円	368円	552円	施設での送迎を利用の方
5.介護職員処遇改善加算(I)	[基本費用(基本料金)+各種加算] × 8.3%			
6.介護職員等特定処遇改善加算(I)	[基本費用(基本料金)+各種加算] × 2.7%			
7.介護職員等ベースアップ等支援加算	[基本費用(基本料金)+各種加算] × 1.6%			(R4.10.1~)

◀所得段階区分 (介護保険負担限度額) ▶

利用者負担段階	対象となる収入状況 【※1】	預貯金等の資産要件 【※2】	居住費(滞在費)1日あたり		食費 1日あたり
			従来型個室	多床室	
第1段階	・生活保護受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	320円	0円	300円
第2段階	・老齢福祉年金受給者 前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円以下	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	420円	370円	600円
			第3段階①	前年の合計所得金額+年金収入 額が80万円超120万円以下	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下
第3段階②	前年の合計所得金額 +年金収入額が120万円超	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	820円	370円	1,300円
第4段階	上記以外の方		1,171円	855円	1,445円

【※1】・世帯分離している配偶者が市民税課税の場合(内縁関係を含む)、軽減の対象になりません。【生活保護受給者は除く】
・遺族年金などの非課税年金も年金収入額に含まれます。

【※2】・第2号被保険者については、利用者負担段階にかかわらず「単身:1,000万円以下、夫婦2,000万円以下」となります。
・預貯金の他、「株・有価証券」も資産要件に含まれます。